

教育こども委員会報告資料

- 報告第10号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
… P 1
- 報告第11号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
… P 5
- コミュニティ・スクールについて
… P 6
- 専門学科を有する市立高校の今後の方向性について
… P 8

令和6年6月
教育委員会

報告第 10 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	円 111,251	令和5年 11月13日	令和6年 2月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	111,251	令和5年 11月13日	令和6年 2月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	230,794	令和5年 12月19日	令和6年 2月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	230,794	令和5年 12月19日	令和6年 2月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	70,669	令和5年 12月19日	令和6年 2月29日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	154,939	令和6年 1月15日	令和6年 3月8日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	154,939	令和6年 1月15日	令和6年 3月8日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	153,944	令和6年 1月15日	令和6年 3月8日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	153,944	令和6年 1月15日	令和6年 3月8日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	139,833	令和5年 11月13日	令和6年 4月15日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	85,400	令和6年 2月5日	令和6年 4月15日

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	194,411	令和6年 2月27日	令和6年 5月13日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	112,669	令和6年 2月27日	令和6年 5月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	112,669	令和6年 2月27日	令和6年 5月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	57,822	令和6年 3月26日	令和6年 5月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	85,587	令和6年 3月26日	令和6年 5月27日
()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 学校給食費請求事件	()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	85,587	令和6年 3月26日	令和6年 5月27日

報告第 11 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 6 年 2 月 29 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

()福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方が、本市に対し、滞納学校給食費金 78,735 円、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 5 年 11 月 13 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方が督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

コミュニティ・スクールについて

1 概要

(1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく学校運営協議会が設置された学校のことであり、学校運営協議会とは、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関とされている。

(2) 学校運営協議会の機能・権限

- ①校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
- ②教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる。
- ③教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、任命権者に意見を述べることができる。

2 令和 6 年度 of 取組内容

福岡市では、これまで、地域に開かれた学校づくりを推進するため、全ての市立学校に学校サポーター会議を設置し、地域の方々から意見や助言をいただいている。

今後、地域の実情に応じた子どもの学びや体験活動の充実、地域・保護者の学校理解の深化など、地域と連携した学校運営のさらなる充実を図る観点から、福岡市においても学校運営協議会制度が効果的であるかを検証するため、まずはモデル事業を実施する。

モデル校（予定）

学校サポーター会議の実施状況等を勘案して、以下の学校を選定

- ・香陵小学校（東区）
- ・弥永西小学校（南区）
- ・青葉中学校（東区）

3 今後のスケジュール

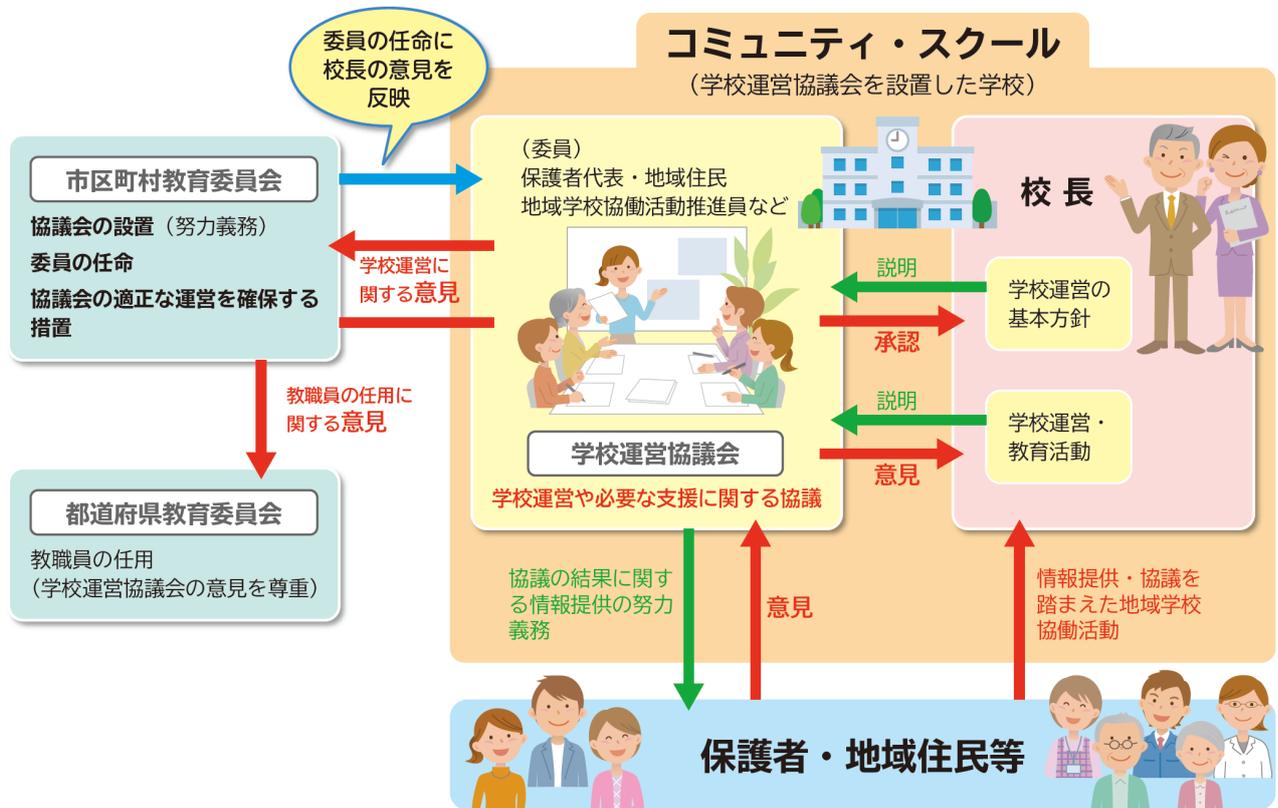
令和 6 年 6 ～ 8 月 各モデル校の学校サポーター会議にて学校運営協議会への移行について説明

9 月以降 各モデル校において学校運営協議会を実施
効果・課題について分析

令和 7 年度以降については、モデル校の結果を踏まえて検討する。

<参考>

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



資料：これからの学校と地域（文部科学省）

専門学科を有する市立高校の今後の方向性について

市立高校のあり方については、昨年度、有識者会議からの報告を受けたところであり、それらを踏まえ、専門学科を有する市立高校の今後の方向性について検討を進めるもの。

1 はじめに

- ・ 当分の間、生徒数の増加が見込まれる福岡地区において、市立高校4校では、専門学科を有する福岡女子高校と博多工業高校において募集定員割れが発生しており、今後の学校のあり方について早急に検討する必要がある。

2 福岡女子高校

<産業構造の変化、育成すべき能力資質>

- ・ 9割が第3次産業が占める福岡市において、「卸売・小売業」が減少し、「保健衛生・社会事業」「宿泊・飲食サービス業」等が増加。市では、観光、クリエイティブ関連産業の振興等の施策を推進しており、当該分野での人材需要の高まりが見込まれる。
- ・ 訪日・在住外国人との交流機会が多い福岡市において、国際感覚あふれ世界で活躍する人材育成が必要。また、将来的には、AI やロボットで代替しやすい職種の需要減少が予測されており、「問題発見・解決能力」「創造性」などの資質・能力を育成する必要がある。

育成する人材像

- ・ **社会・地域課題への探究心と解決に向けた行動力、高い語学力と国際感覚を身につけた、市の産業や地域の将来に貢献する人材。**

<見直しの方向性>

- ・ 市の産業との関連性などを踏まえ、学びの内容を転換するとともに、産業界から求められる多様な能力を育成するため、専門分野ごとに独立した学びのあり方を見直し。

<取組内容・時期>

○総合学科への改編

(共通の学びと、複数の専門教科から学びを選択)

- ・ 専門は、「調理・栄養」「保育・看護」「国際」「観光」「情報・デザイン」を軸に検討。
- ・ 地域課題等を題材に探究的な学習を実施し、問題発見力等の能力を育成。
- ・ 生徒の語学力の向上、異文化理解、外国語で自身の考えを発信できる力を育成。

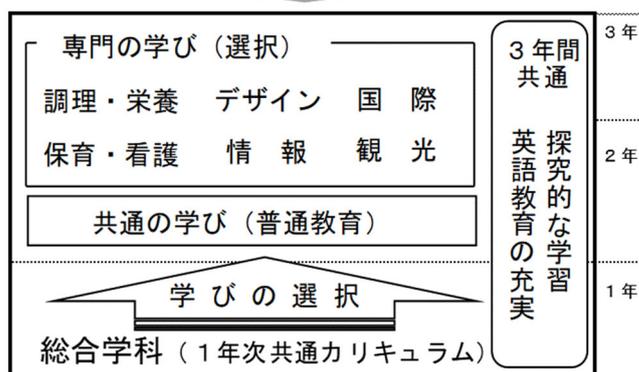
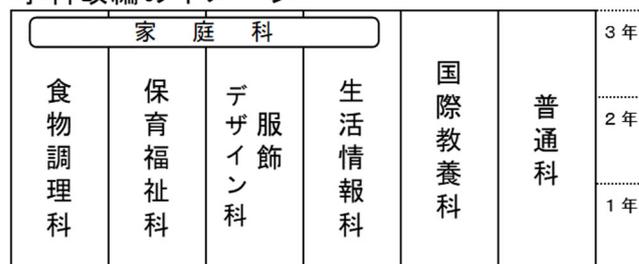
○共学化

- ・ 上記の学びは、性別によらず提供すべきであり、性差による入学制限を見直し。

○時期

- ・ 令和9年度を目途に実施

学科改編のイメージ



3 博多工業高校

<産業構造の変化、育成すべき能力資質>

- ・福岡県内の建設業の求人倍率は高く、製造業や第3次産業においても工業技術を有する人材への需要がある。また、「情報通信業」が増加しており、デジタル人材への需要が高まっている。
- ・専門知識・技術に併せ、問題発見・解決能力やコミュニケーション等の能力の育成が必要である。また、「AIやデータサイエンスを活用し展開できること」や「専門技術と社会課題をつなぎ合わせ、新しい価値の創造できること」など高度なデジタル人材の育成が必要である。

育成する人材像

- ・時代に即した工業技術を有し、市の産業を支え、次代のものづくり現場のリーダーとなれる人材。
- ・高度な情報技術を活用・展開し、社会に新しい価値を生み出すことのできる人材。

<見直しの方向性>

- ・多くの産業で求められる、幅広い工業の知識・技術が習得できる学科・学びに再構築。
- ・学んだ専門技術を課題解決にどのように活かしていくかまで見通した、より社会から求められる実践的な教育への転換。また、生徒が興味関心や適性、将来のキャリア形成まで見通して、専門の学びを選択できる環境を整備。

<取組内容・時期>

○総合工業科への改編

(1年次：共通、2年次～：専門コース選択)

- ・専門の学びを、「機械」「建築」「電子」の3つの系統に再編し、今後、詳細な教育課程の検討を行う。
- ・すべての生徒が基礎的な情報技術が習得できるような学びを実施。
- ・探究的な学習や、実習・企業等へのインターンシップなどにおける専門知識・技術を用いた実践に取り組む。

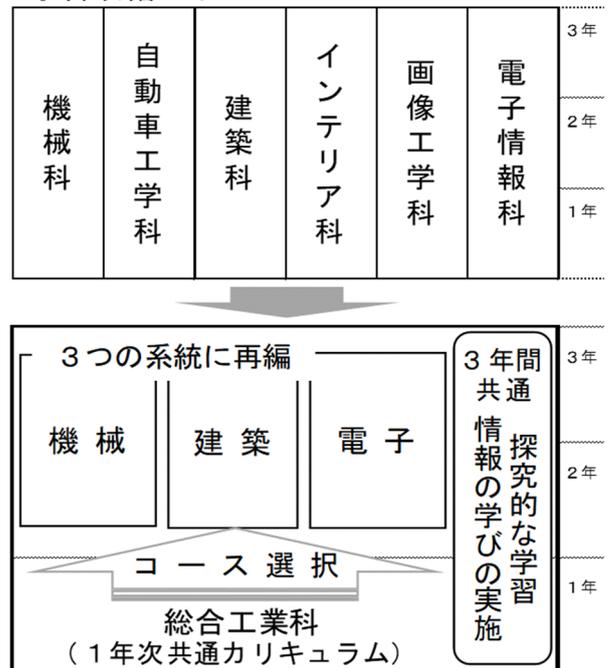
○時期

- ・令和9年度を目途に実施

○3年間に限らない学び

- ・高度なデジタル人材の育成にあたって、学習指導要領を超えた学びが必要であり、高等教育機関やそれに準じた教育機関について、外部意見を聴取しながら、具体的な検討を進める。

学科改編のイメージ



4 進め方

- ・本方向性に沿って、令和6年度中を目途に、詳細な学びの内容等の検討を進める。